

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（情）第 13 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 25 年 4 月 24 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、特定の個人の「平成 24 年〇〇市における保育所入所の記録」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、条例第 13 条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 25 年 5 月 8 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 5 月 11 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 法的根拠がないため違法である。
- (2) 存否応答拒否理由が不透明で説明になっておらず、定型分のみ形式的な対応しかなされていない。
- (3) 対象文書は犯罪の真相究明に重要な証拠となるので、関係者や親権者は知る権利を有する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に係る実施機関への相談の有無が明らかとなり、不開示情報を開示した場合と同様に、個人のプライバシーを侵害し、また、安心して相談し、支援・援助を受けることができなくなるなど、個

人の権利利益を侵害することとなる。

- 2 また、異議申立人は、異議申立人の子に関する行政文書の開示を請求しているが、条例に定める開示請求権が、何人に対しても請求の目的いかんを問わず認められているものである以上、開示請求者が誰であるかを考慮して、開示・不開示の判断を左右してはならないと解される。
- 3 よって、本件請求に係る行政文書が存在するか否かを明らかにするだけで、特定の個人に関し実施機関に相談があった事実が明らかになり、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することと同様の不利益が特定の個人に生じることになるため、条例第13条の規定によりその存在を明らかにしないで、本件請求を拒否する決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求に係る行政文書について

本件請求に係る行政文書は平成24年における特定の個人の〇〇市の保育所への入所の記録（以下「入所の記録」という。）であり、実施機関は、存否を答えるだけで、個人に関する情報を開示することになるとして、条例第13条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

異議申立人は法的根拠がないため違法であると主張しているが、条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書が存在している場合にあつては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあつては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 存否応答拒否処分の妥当性について

ア 条例第10条第2号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報である場合を除き、これを不開示情報として規定している。

イ 上記1のとおり、本件請求は、個人を特定して、実施機関に対し入所の記録の開示を求めるものであるから、仮に、入所の記録が実施機関に存在しているとす

れば、それは、条例第 10 条第 2 号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であると認められ、かつ、同号ただし書に該当するものとは認められないため、開示することができない性質のものである。

ウ しかしながら、入所の記録を不開示とすることは、入所の記録が存在することを意味するため、特定の個人が平成 24 年において〇〇市の保育所に入所していたという事実が明らかになることから、入所の記録を不開示とすること自体が条例第 10 条第 2 号に該当する情報を開示するのと同様の結果を生じさせることになる。

エ 一方、仮に、入所の記録が存在しない場合であっても、入所の記録が存在しない場合には不存在とし、入所の記録が存在する場合にのみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合には入所の記録が存在することが推測されるため、存否情報を明らかにしないためには、入所の記録が存在する場合であっても、存在しない場合であっても一律に存否応答拒否とする必要がある。

オ したがって、本件請求に係る行政文書の存否を答えることは、条例第 10 条第 2 号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、条例第 13 条の規定により、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当と認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 5. 29	・ 諮問を受けた。
25. 5. 29	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 8. 2	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
25. 8. 5	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
26. 4. 17 (平成 26 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授